明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十六・十八条　専門家パネル

1　一方の締約国は、前条5の規定に基づいて締約国が専門委員会を招集することを要請した日から七十五日以内に両締約国がこの章の関連する条の規定の解釈又は適用に関する事項について相互に満足すべき解決に達しなかった場合には、2に規定する付託事項に従って専門家パネルが当該事項を検討するために招集されるよう要請することができる。その要請については、他方の締約国の第十六・十四条に規定する連絡部局を通じて書面により行うものとし、また、当該要請の理由（解決されるべき事項を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠について記載することを含む。）を特定する。

2　専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に専門家パネルの手続規則及び付託事項を採択する。当該手続規則は、関連する情報を認定するための手続を特定する。専門家パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（千九百六十九年五月二十三日にウィーンで作成された条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従ってこの章の関連する条の規定を解釈する。当該手続規則及び付託事項が定められるまでの間は、第二十一・三十条に規定する手続規則を準用するものとし、また、付託事項は、専門家パネルの設置の日の後五日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「第十六章の関連する条の規定に照らし、専門家パネルの設置の要請において付託された事項を検討し、及び第十六・十八条5の規定に従って報告書（当該事項の解決のための勧告を行うもの）を作成する。」

3　専門家パネルは、自己が適当と認めるいかなる情報源からも情報を得ることができる。専門家パネルは、ＩＬＯの文書又は環境に関する多数国間協定に関連する事項については、関連する国際機関又は国際的な団体からの情報及び助言を求めるべきである。この3の規定に従って得られた情報は、意見を求めるために両締約国に提出される。

4　専門家パネルは、三人の専門家から成る。専門家は、次の(a)から(e)までの規定に従って選定される。

(a)　専門家は、この章の規定が取り扱う問題に関する適切な技術的又は法的知見を有するものとする。専門家は、いずれの締約国からも独立しており、並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないものとする。専門家は、個人の資格で職務を遂行するものとし、いかなる組織又は政府からも指示を受けてはならず、また、いかなる資格においても問題となっている事項に関与したことがあってはならない。

(b)　各締約国は、専門家パネルの招集の要請の受領の日の後四十五日以内に、一人の専門家を任命し（自国民を任命することができる。）、及び専門家パネルの長としての職務を遂行する候補者を三人まで推薦する。専門家パネルの長は、いずれの締約国の国民であってもならない。両締約国は、当該四十五日の期間が満了した後十五日以内に、推薦された候補者の中から専門家パネルの長について合意し、及び任命する。

(c)　締約国が(b)の規定に従って専門家を任命しなかった場合又は両締約国が(b)の規定に従って専門家パネルの長について合意しなかった場合若しくは任命しなかった場合には、いまだ任命されていない専門家又は専門家パネルの長は、(b)に規定する十五日の期間が満了した後十五日以内に、(d)の規定に従って推薦された候補者の中からくじ引で選定される。

(d)　専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この条の規定に従って専門家としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも十人の個人であって(a)に定める要件を満たすものの名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及び専門家パネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各締約国は、自国の小名簿について専門家としての職務を遂行する少なくとも三人の個人を選定する。両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、専門家パネルの長の小名簿について四人の個人を共同で選定する。専門委員会は、専門家の名簿上の個人の人数がこの(d)の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

(e)　専門家パネルの設置の日は、専門家パネルの長が任命された日とする。

5　専門家パネルは、両締約国に対し、中間報告書及び最終報告書（事実認定、関連する条の規定の解釈又は適用可能性並びに認定及び提案の基本的な理由を示したもの）を送付する。両締約国は、中間報告書（専門家パネルの設置の日の後九十日以内に送付される。）を受領した日の後四十五日以内に、当該中間報告書についての書面による意見を提出することができる。専門家パネルは、書面による意見を検討した後、中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。最終報告書は、専門家パネルの長が両締約国に対しその期限を遵守することができないことを書面により通報する場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後百八十日以内に送付される。最終報告書は、専門家パネルの長がその期限を遵守することができないことを通報した場合には、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該専門家パネルの設置の日の後二百日以内に送付される。最終報告書は、公に入手可能なものとする。両締約国は、秘密の情報の保護を確保する。

6　両締約国は、専門家パネルの最終報告書及びその提案を考慮しつつ、問題となっている事項を解決するための行動又は措置を討議する。一方の締約国は、最終報告書が送付された日の後三箇月以内に、他方の締約国及び自国の一又は二以上の国内の諮問機関に対して事後の行動又は措置を通報する。専門委員会は、事後の行動又は措置を監視する。一又は二以上の国内の諮問機関及び共同対話は、専門委員会に対し事後の行動又は措置に関する自己の見解を提出することができる。

第十六・十九条　見直し

1　専門委員会は、必要な場合には、特にこの章の規定の実施及び運用を通じて得られた経験並びに各締約国の関連する政策の進展を考慮しつつ、第十六・十三条及び前二条に含まれる制度及び協議に関する規定の実施及び運用について討議する。その討議は、これらの条の規定の改正の可能性に関係することができる。

2　専門委員会は、1に規定する討議の結果を考慮しつつ、合同委員会に対し、第十六・十三条2(a)の規定に従って、1に規定する条の規定の改正を勧告することができる。

第十七章　透明性

第十七・一条　定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される措置」とは、この協定の対象となる事項に関する一般に適用されるあらゆる法令、規則、行政上若しくは司法上の決定又は行政上若しくは司法上の手続をいう。

第十七・二条　透明性のある規制上の環境

各締約国は、自国の規制上の環境が両締約国間の貿易及び投資に影響を及ぼし得ることを認識し、透明性のある規制上の環境であって、経済活動に従事する者（特に中小企業）等にとって効果的かつ予見可能なものを提供する。

第十七・三条　公表

各締約国は、一般に適用される措置を導入し、又は変更する場合には、次のことを行う。

(a)　目的及び必要性に関する説明とともに当該一般に適用される措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には、英語によるウェブサイト等の電子的手段により公表し、又は公に入手可能なものとすること。

(b)　十分に正当と認められる場合を除くほか、当該一般に適用される措置が公表され、又は公に入手可能なものとされる時と当該一般に適用される措置が効力を生ずる時との間に適当な期間を認めるよう努めること。